

横瀬町 事業者向け News Letter 3月号

発行／2022年3月1日 発行者／横瀬町振興課 shinkou@town.yokoze.saitama.jp

補助金などのお役立ち情報をお届けします

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援する、事業復活支援金がスタート

国では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月以降の同じ月(基準月)の売上高と比較して30%以上減少した事業者を対象に、支援金を給付しています。

国や地方自治体による休業・時短営業、イベント等の中止・延期、就業に関するコロナ対策の要請、消費者の外出・移動の自粛、供給減少や流通制限等の影響で売り上げが減少している事業者が対象です。

給付額は中小法人で上限最大250万円、個人事業者等で上限最大50万円です。(売上高減少率によって給付額が異なります。)

その他詳細についてはホームページまたは以下までお問い合わせください。

問合せ先:

事業復活支援金相談窓口

0120-789-140



【飲食店】埼玉県感染防止対策協力金17期の申請受付開始&18期支給も決定

埼玉県では、飲食店等を運営する事業者を対象とした感染防止対策協力金の17期の申請受付を、3月7日から開始しています。16期同様、「ワクチン・検査パッケージ」の適用有無によって支給金額等が異なります。

また、まん延防止等重点措置が3月21日まで延長されたことに伴い、協力金の18期も創設されました。

支給要件等に関する詳細は、埼玉県HPをご覧ください。

問合せ先:

埼玉県中小企業等支援相談窓口

050-000-678



雇用調整助成金の特例措置延長が決定

従業員の休業手当の一部を助成する雇用調整助成金(※)について、新型コロナウイルス感染症に伴う措置が令和4年6月まで延長されることが決定しました。

※雇用調整助成金…経済上の理由に

より、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、雇用調整(休業)を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するもの。

問合せ先:

ハローワーク秩父

0494-22-3215



事業継続計画(BCP)について考えてみませんか

新型コロナウイルス等の感染症の拡大や自然災害、事故、テロなど不測の事態が起こった場合であっても、企業は事業を継続していくことが求められます。被害を最小限に抑えつつ、一日でも早く事業を再開するには、事前に計画を立てておく必要があります。この計画を事業継続計画(BCP)といいます。

ご自身の企業が緊急事態にどれくらい備えられているか、下記のサイトで自己チェックも出来ます。この機会にぜひ確認してみましょう。 ⇒⇒⇒



埼玉県HP内でのBCPに

関するページはこちら⇒⇒⇒



国・中小企業庁HP



埼玉県HP
事業者向けページ



横瀬町HP
事業者向けページ

